

令和6年6月より開始します

費用は**無料**。
年6回の法律相談
を実施します。

先着順、
事前予約制です。
お気軽にご相談
ください！



町内会・自治会のための 法律相談

町内会運営上の困りごとをご相談ください！

町内会
の規約

+

行事の
安全管理

+

財産管
理問題

町内会運営に対する法的な考え方など、町内会
の直面する法律的な課題に対して弁護士による
相談ができます。

場所：加古川市民交流ひろば 会議室
加古川市加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階
日時：開催月の原則第3木曜日の14時～17時
開催月：6月、7月、8月、9月、11月、1月

申し込みから
相談までの流れ

開催日10日前
までに申し込み

7日前までに
相談票の提出

相談実施

概要

- 開始時期 令和6年6月
- 対象 加古川市町内会連合会、地区町内会連合会、単位町内会（加古川市町内会連合会を構成する町内会長・自治会長が率いる町内会・自治会）の会長及びその他役員
- 相談方法 対面相談（電話相談は不可）
- 相談日時 6月、7月、8月、9月、11月、1月の原則第3木曜日 14時～17時【裏面日程表参照】
1回の申込で1枠30分とし2枠（60分以内）まで予約可能
※限られた時間での相談になりますので、あらかじめ聞きたい事を整理しご相談ください。
- 相談内容 町内会運営上の困りごとに対する法律相談
（会費の徴収や運営、規約に関する事、町内会主催行事の安全管理、財産管理上の問題、環境衛生対応等）
- 費用 **無料**

申込方法（申込は町内会長・自治会長（代表者）からお願いします）

●電話申し込み

担当窓口：加古川市市民活動推進課 地域コミュニティ係 ☎ 079-427-9195
お電話の際は、「法律相談の申し込み」と連絡ください。

受付時間：平日9時～17時（土日祝日、年末年始、カピル21ビル休館日を除く）

※お申込み多数の場合は、なるべく多くの団体にご利用いただくため、希望の時間帯や日にちを当課にて調整しますので、ご了承ください。日時が決まりましたら、電話又は郵送にてお知らせします。

●FAX・窓口による申し込み（市民活動推進課窓口到着をもって受付）

裏面様式に必要事項を記入のうえ、FAX または市民活動推進課窓口にご提出ください。

裏面へ続く

法律相談日程表（令和6年度）

実施回	開催月	開催日（原則第3木曜日）	申込期限（先着順）
第1回	令和6年6月	6月20日（木）	6月10日（月）
第2回	令和6年7月	7月18日（木）	7月8日（月）
第3回	令和6年8月	8月8日（木）※第2木曜日	7月29日（月）
第4回	令和6年9月	9月19日（木）	9月9日（月）
第5回	令和6年11月	11月21日（木）	11月11日（月）
第6回	令和7年1月	1月16日（木）	1月6日（月）

※日程は変更になる場合があります。

タイムスケジュール（各枠 30 分）※入替時間を含む

項目	相談時間帯	項目	相談時間帯
第1枠	14:00～14:30	第4枠	15:30～16:00
第2枠	14:30～15:00	第5枠	16:00～16:30
第3枠	15:00～15:30	第6枠	16:30～17:00

※相談時間の指定はできません。なお、1枠 30 分には入替時間を含みます。

※60 分希望の場合は2枠ご利用いただくこととなります。

お申込みにあたって（主な了解事項ですので必ず確認ください）

- ☐ 町内会・自治会を対象に、町内会・自治会が抱える問題解決に向けて、弁護士が法律的な助言を行い、町内会・自治会による自主的な解決を支援するための無料の法律相談会です。個人的な問題に対する相談はできません。
- ☐ 1 団体の相談回数は、同一年度内において3回までです。なお、同じ案件は2回までです。
- ☐ 裁判所において係争中、調停中の案件や、既に弁護士に依頼中の案件については、相談の対象としません。
- ☐ 市が町内会・自治会に弁護士を斡旋することはできません。
- ☐ この法律相談会における相談結果の概要については、個人情報を除き、統計資料の作成に利用することがあります。

お問い合わせ: 加古川市市民活動推進課（加古川市加古川町篠原町 21-8 カピル 21 ビル 5
TEL: 079-427-9195 FAX: 079-441-7161

申込書	団体名	() 地区連合会
		() 町内会/自治会
代表者氏名		
電話番号		
希望日		(記載例: 6月20日(木))
※上記日程表より1つ選択し記載してください。		
時間枠		(記載例: 第1枠と第2枠の60分希望)
※上記タイムスケジュールより最大2つまで選択し記載してください。		